⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ

２　競争参加資格

⑴　第１号２⑴に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　第１号２⑶に同じ

⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が、床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　第１号２⑸に同じ

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　第１号２⑹①に同じ

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記⑷㋐～㋓は同一工事であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑹③に同じ

⑺～⑽　第１号２⑺～⑽に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴～⑷　第１号３⑴～⑷に同じ

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ

⑹　第１号４⑹に同じ

①～②　第１号４⑹①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年１月21日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成26年１月24日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。

５　その他

⑴～⑯　第１号５⑴～⑯に同じ

６　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Chubu-Oudan Totosawakawa Bridge.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中部横断宮原沢地区橋梁下部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡身延町大島地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約560m　橋梁下部工（橋台７基、橋脚３基）１式

新地沢川橋　深礎工（径2500　Ｌ＝10.5～16.0m）４本　逆Ｔ式橋台（Ｈ＝6.5m）２基　コンクリート　約270㎥　鉄筋　約35ｔ

古宿沢川橋　深礎工（径2500　Ｌ＝9.5～12.0m）４本　逆Ｔ式橋台（Ｈ＝7.5～8.0m）２基　コンクリート　約330㎥　鉄筋　約30ｔ　深礎工（径7000　Ｌ＝18.5m）１本　張出式橋脚（Ｈ＝15.0m）１基　コンクリート　約200㎥　鉄筋　約55ｔ

宮原沢川橋　深礎工（径2500　Ｌ＝7.0～10.5m）４本　逆Ｔ式橋台（Ｈ＝8.0m）２基　コンクリート　約370㎥　鉄筋　約35ｔ　深礎工（径7500　Ｌ＝12.5～15.0m）２本　張出式橋脚（Ｈ＝21.6～23.8m）２基　コンクリート　約870㎥、鉄筋　約180ｔ

谷津沢川橋　深礎工（径3500　Ｌ＝12.5m）２本　逆Ｔ式橋台（Ｈ＝9.0m）１基　コンクリート　約300㎥、鉄筋　約20ｔ

仮設工　１式　仮橋・仮桟橋工　約380m　道路改良　１式　道路土工　１式　掘削工　約40,000㎥　路体盛土工　約2,500㎥　法面工　１式　擁壁工　１式　舗装工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年10月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,340㎥、鉄筋　約355ｔ

⑺～⑿　第１号１⑺～⑿に同じ

⒀～⒁　第２号１⒀～⒁に同じ

⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ

２　競争参加資格

⑴　第１号２⑴に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　第１号２⑶に同じ